

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用範囲を定める条例の概要

(1) 制定の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）で定める事務（社会保障、税、災害対策）以外で、県が独自に個人番号（以下「マイナンバー」という。）を利用する事務等を定めるため、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 県独自のマイナンバー利用事務（第1条）

番号利用法で定める事務以外で、県独自にマイナンバーを利用する事務を定める。

- (ア) 在宅重度障害者等手当の支給に関する事務
- (イ) 特別母子福祉資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務
- (ウ) 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務

イ マイナンバー利用事務における特定個人情報の利用（第2条及び第3条）

番号利用法及び本条例で規定するマイナンバー利用事務を処理するに当たり、利用することができる県保有の特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を定める。

(3) 施行期日

平成28年1月1日

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年10月20日(火曜日)

号外第75号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○条例			
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例(政策・情報企画課)	4	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例を廃止する条例(政策・情報企画課)	10
神奈川県県税条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	5	神奈川県借上公共賃貸住宅条例を廃止する条例(県土整備・住宅計画課)	11
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(県民・NPO協働推進課)	7	○規則	
神奈川県手数料条例等の一部を改正する条例(県民・次世代育成課)	8	事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(政策・市町村課)	11
神奈川県中小企業活性化推進条例の一部を改正する条例(産業労働・中小企業支援課)	8	神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則(総務・人事課)	11
神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例(県土整備・公共住宅課)	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(保健福祉・障害サービス課)	11
神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(教委・行政課)	10	神奈川県中小企業活性化推進審議会規則の一部を改正する規則(産業労働・中小企業支援課)	11
		神奈川県借上公共賃貸住宅条例施行規則を廃止する規則(県土整備・住宅計画課)	12

本号で公布された条例のあらまし

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例
 - (1) 個人番号を利用する事務(第1条、別表第1関係)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)第9条第2項の事務は、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給等に関する事務であって規則で定めるものとした。
 - (2) 特定個人情報に係る個人番号の利用(第2条、第3条、別表第2関係)

ア 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものに係る個人番号を利用できることとした。

イ アのほか、自らが保有する特定個人情報に係る個人番号を利用できる事務及び当該事務を処理するために必要な限度で利用できる特定個人情報を定めることとした。
 - (3) 施行期日

この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。
- 2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例
 - (1) 地方税法の一部改正に伴い、県民税の配当割及び株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定に関する規定について所要の改正を行うこととした。(第16条の5、第16条の6関係)
 - (2) 地方税法及び地方人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴い、法人の事業税の税率に関する規定、同税の税率の特例措置に関する規定及び同税の超過課税措置に関する規定について所要の改正を行うこととした。(第18条、附則第15項～第17項、第19項関係)
 - (3) 平成27年11月1日から平成32年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割について、超過課税措置を講ずることとした。(附則第8項関係)
 - (4) 平成27年11月1日から平成32年10月31日までの間に終了する各事業年度分の法人の事業税について、超過課税措置を講ずることとした。(附則第16項関係)
 - (5) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、(3)及び(4)については公布の日から、(1)については同年1月1日から施行することとした。

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例をここに公布する。

平成27年10月20日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第71号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例

(個人番号を利用する事務)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

(特定個人情報に係る個人番号の利用)

第2条 知事又は教育委員会(法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により事務を処理することとされた市町村の長を除く。))がある場合にあっては、その者を含む。)は、同欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものに係る個人番号を利用することができる。

第3条 別表第2の左欄に掲げる執行機関(法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者(地方自治法第252条の17の2第1項の規定により事務を処理することとされた市町村の長を除く。))がある場合にあっては、その者を含む。)は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものに係る個人番号を利用することができる。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第1条関係)

執行機関	事 務
1 知事	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例(平成22年神奈川県条例第56号)による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例(昭和45年神奈川県条例第30号)による貸付に係る債権の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護

を必要としなくなった者に対する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第3条関係)

執行機関	事 務	特定個人情報
1 知事	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2 知事	法別表第1の43の項の下欄に掲げる事務	神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による貸付に係る債権の管理に関する情報(以下「旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 知事	法別表第2の9の項の第2欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給に関する情報(以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 知事	法別表第2の14の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
5 知事	法別表第2の16の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
6 知事	法別表第2の24の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
7 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	1 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する情報(以下「神奈川県在宅重度障害者等手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの 2 旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報であって規則で定めるもの
8 知事	法別表第2の31の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
9 知事	法別表第2の54の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
10 知事	法別表第2の64の項の	生活困窮外国人の保護関係情報

	第2欄に掲げる事務	報であって規則で定めるもの			
11 知事	法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	1 神奈川県在宅重度障害者等手当関係情報であって規則で定めるもの 2 旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報であって規則で定めるもの			6 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 7 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、中国残留邦人等支援給付等又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 8 神奈川県在宅重度障害者等手当関係情報であって規則で定めるもの 9 旧神奈川県特別母子福祉資金貸付関係情報であって規則で定めるもの
12 知事	別表第1の1の項の右欄に掲げる事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
13 知事	別表第1の2の項の右欄に掲げる事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの			
14 知事	別表第1の3の項の右欄に掲げる事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの			
15 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	1 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 3 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
			<p>神奈川県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年10月20日 神奈川県知事 黒岩 祐治</p> <p>神奈川県条例第72号 神奈川県県税条例の一部を改正する条例 神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。 第16条の5中「第8条の3第2項」を「第3条の3第4項第2号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号」に、「同法」を「若しくは同法」に、「又は」を「に係るもの、」に、「に係るもの」を「又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額」に改める。 第16条の6を次のように改める。 (株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定) 第16条の6 租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座が開設されている同号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものを株式等譲渡所得割の特別徴収義務者に指定する。 第18条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表</p>		